

神戸川の河川環境等に関する協議会 傍聴要領（案）

（目的）

第1条 本要領は、「神戸川の河川環境等に関する協議会」（以下「協議会」という。）公開規定第4条に基づき、協議会の傍聴に必要な事項について定めるものである。

（受付）

第2条 事務局は傍聴人受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴人受付にて住所（居住地の市、又は町名）及び氏名を記入するものとする。なお、受付は先着順とし、人数は傍聴席の数までとする。

（入室）

第3条 傍聴人受付で受付を終了した者（以下、「傍聴人」という。）の会場への入室は、協議会開始予定時刻の10分前とし、協議会開始後の入室は認めない。

なお、受付を終了していない者の入室は認めない。

（協議会の傍聴）

第4条 傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- (1) 協議会の撮影、録画、録音をしてはならない。
（ただし、座長が許可した場合は、この限りではない。）
- (2) 発言、私語、談論等を行ってはならない。
- (3) 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。
- (4) プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。
- (5) ビラ等の配布を行ってはならない。
- (6) みだりに傍聴人席を離れてはならない。
- (7) 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- (8) 前号のほか協議会の進行を妨げ、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

（退室等の措置）

第5条 委員長は傍聴人が前条の規定に違反した場合には、傍聴人に会場からの退室を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

（雑則）

第6条 この要領の変更やこの要領に定めなき事項については、協議会で定める。

（附則）

この規定は平成29年6月 日から施行する。